

議 第 9 1 号

文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

本市文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 7 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

新潟県柏崎市文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例（平
成 2 2 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 1 条関係）

施設及び附属設備利用料金

施設別	利用時間区分		金額の範囲（円）	
			平日	土曜日、日曜 日及び休日
大ホール	午前	午前 9 時から 正午まで	22,620から 33,920まで	28,610から 42,910まで
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	34,170から 51,250まで	40,150から 60,230まで

	夜間	午後 6 時から 午後 10 時まで	44,220から 66,340まで	52,230から 78,350まで
楽屋 1	午前	午前 9 時から 正午まで	670から1,010まで	
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	880から1,320まで	
	夜間	午後 6 時から 午後 10 時まで	960から1,440まで	
楽屋 2	午前	午前 9 時から 正午まで	670から1,010まで	
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	880から1,320まで	
	夜間	午後 6 時から 午後 10 時まで	960から1,440まで	
楽屋 3	午前	午前 9 時から 正午まで	1,760から2,640まで	
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,280から3,420まで	
	夜間	午後 6 時から 午後 10 時まで	2,480から3,720まで	
楽屋 4 又は 楽屋 5	午前	午前 9 時から 正午まで	640から960まで	
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	840から1,260まで	

	夜間	午後 6 時から 午後 10 時まで	920 から 1,380 まで
マルチホール	午前	午前 9 時から 正午まで	4,990 から 7,490 まで
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	6,660 から 9,980 まで
	夜間	午後 6 時から 午後 10 時まで	7,440 から 11,160 まで
	時間利用	1 時間	1,920 から 2,880 まで
大会議室	午前	午前 9 時から 正午まで	1,440 から 2,160 まで
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,000 から 3,000 まで
	夜間	午後 6 時から 午後 10 時まで	2,160 から 3,240 まで
	時間利用	1 時間	600 から 900 まで
中会議室	午前	午前 9 時から 正午まで	880 から 1,320 まで
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,200 から 1,800 まで
	夜間	午後 6 時から 午後 10 時まで	1,400 から 2,100 まで
	時間利用	1 時間	380 から 560 まで

小会議室	午前	午前 9 時から 正午まで	760から 1,140まで
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,040から 1,560まで
	夜間	午後 6 時から 午後 10時まで	1,120から 1,680まで
	時間利用	1 時間	320から 480まで
ミーティング グループ ム	午前	午前 9 時から 正午まで	400から 600まで
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	540から 820まで
	夜間	午後 6 時から 午後 10時まで	570から 850まで
	時間利用	1 時間	140から 220まで
大練習室	午前	午前 9 時から 正午まで	2,090から 3,130まで
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,530から 3,790まで
	夜間	午後 6 時から 午後 10時まで	2,800から 4,200まで
	時間利用	1 時間	740から 1,120まで
小練習室	午前	午前 9 時から 正午まで	880から 1,320まで

	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,170から1,750まで
	夜間	午後 6 時から 午後 10時まで	1,170から1,750まで
	時間利用	1 時間	320から480まで
ワークスペース	午前	午前 9 時から 正午まで	1,750から2,630まで
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,340から3,520まで
	夜間	午後 6 時から 午後 10時まで	2,160から3,240まで
	時間利用	1 時間	560から840まで
劇場広場 又は駐車場	時間利用	1 時間	1 平方メートル当たり 1.6 から 2.4まで
附属設備	教育委員会規則で定める額		

別表備考中第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 1 0 項を第 1 1 項とし、同表備考第 9 項中「第 1 項、第 3 項又は第 7 項」を「第 2 項、第 4 項又は第 8 項」に改め、同項を同表備考第 1 0 項とし、同表備考第 8 項中「2,020 円から 3,020 円まで」を「2,880 円から 4,320 円まで」に改め、同項を同表備考第 9 項とし、同表備考第 7 項を同表備考第 8 項とし、同表備考第 6 項中「第 1 項から第 3 項まで、第 7 項又は第 9 項」を「第 2 項から第 4 項まで、第 8 項又は第 1 0 項」に改め、同項を同表備考第 7 項とし、同表備考中第 5 項を第 6 項とし、第 1 項から第 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表備考に第 1 項として次の 1 項を加える。

1 二以上の利用時間区分を連続して施設を利用する場合の利用料金

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 午前 9 時から午後 5 時まで 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 8 項及び第 10 項の規定を適用した後の額を合算した額
- (2) 午後 1 時から午後 10 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 8 項及び第 10 項の規定を適用した後の額を合算した額
- (3) 午前 9 時から午後 10 時まで 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 8 項及び第 10 項の規定を適用した後の額を合算した額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例（平成22年12月17日条例第45号）

改正後				改正前			
別表（第11条関係） 施設及び附属設備利用料金				別表（第11条関係） 施設及び附属設備利用料金			
施設別	利用時間区分	金額の範囲（円）		施設別	利用時間区分	金額の範囲（円）	
		平日	土曜日、日曜日及び休日			平日	土曜日、日曜日及び休日
大ホール	午前	22,620から 33,920まで	28,610から 42,910まで	大ホール	午前9時から 正午まで	20,560から 30,840まで	26,010から 39,010まで
	午後	34,170から 51,250まで	40,150から 60,230まで		午後1時から 午後5時まで	31,060から 46,600まで	36,500から 54,760まで
	夜間	44,220から 66,340まで	52,230から 78,350まで		午後6時から 午後10時まで	40,200から 60,300まで	47,480から 71,220まで
楽屋1	午前	670から1,010まで		楽屋1	午前・午後	51,620から 77,440まで	62,500から 93,760まで
	午後	880から1,320まで			午後・夜間	71,260から 106,900まで	83,980から 125,960まで
					全日	91,820から 137,720まで	109,980から 164,980まで

改正後				改正前			
楽屋2	夜間	午後6時から 午後10時まで	960から1,440まで		夜間	午後6時から 午後10時まで	1,120から1,680まで
	午前	午前9時から 正午まで	670から1,010まで	楽屋2	午前・午後	午前9時から 午後5時まで	1,820から2,740まで
	午後	午後1時から 午後5時まで	880から1,320まで		午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	2,160から3,240まで
	夜間	午後6時から 午後10時まで	960から1,440まで		全日	午前9時から 午後10時まで	2,940から4,420まで
楽屋3	午前	午前9時から 正午まで	1,760から2,640まで	楽屋3	午前	午前9時から 正午まで	1,640から2,460まで

改正後				改正前			
楽屋4 又は 楽屋5	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2, 280から3, 420まで	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2, 020から3, 040まで	
	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	2, 480から3, 720まで	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	2, 080から3, 120まで	
				午前・午後	午前 9 時から 午後 5 時まで	4, 270から6, 410まで	
				午後・夜間	午後 1 時から 午後10時まで	4, 800から7, 200まで	
楽屋4 又は 楽屋5	全日			全日	午前 9 時から 午後10時まで	6, 940から10, 400まで	
	午前	午前 9 時から 正午まで	640から960まで	午前	午前 9 時から 正午まで	620から920まで	
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	840から1, 260まで	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	840から1, 260まで	
	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	920から1, 380まで	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	980から1, 480まで	
				午前・午後	午前 9 時から 午後 5 時まで	1, 660から2, 480まで	
				午後・夜間	午後 1 時から 午後10時まで	1, 820から2, 740まで	
				全日	午前 9 時から 午後10時まで	2, 440から3, 660まで	

改正後				改正前			
マルチホール	午前	午前 9時から 正午まで	4, 990から7, 490まで	マルチホール	午前	午前 9時から 正午まで	4, 220から6, 340まで
	午後	午後 1時から 午後 5時まで	6, 660から9, 980まで		午後	午後 1時から 午後 5時まで	5, 760から8, 640まで
	夜間	午後 6時から 午後10時まで	7, 440から11, 160まで		夜間	午後 6時から 午後10時まで	7, 380から11, 080まで
	時間利用	1 時間	1, 920から2, 880まで		午前・午後	午前 9時から 午後 5時まで	11, 180から16, 780まで
大会議室	午前	午前 9時から 正午まで	1, 440から2, 160まで	大会議室	午後・夜間	午後 1時から 午後10時まで	13, 140から19, 720まで
	午後	午後 1時から 午後 5時まで	2, 000から3, 000まで		全日	午前 9時から 午後10時まで	19, 460から29, 180まで
	夜間	午後 6時から 午後10時まで	2, 160から3, 240まで		時間利用	1 時間	1, 660から2, 500まで
	時間利用	1 時間	600から900まで		午前	午前 9時から 正午まで	1, 410から2, 110まで
	午後	午後 1時から 午後 5時まで			午後	午後 1時から 午後 5時まで	1, 890から2, 830まで
	夜間	午後 6時から 午後10時まで			夜間	午後 6時から 午後10時まで	2, 210から3, 310まで
	時間利用	1 時間			午前・午後	午前 9時から 午後 5時まで	3, 300から4, 940まで
					午後・夜間	午後 1時から 午後10時まで	4, 100から6, 140まで

改正後				改正前			
中会議室				全日	午前9時から 午後10時まで	5,510から8,250まで	
	午前	午前9時から 正午まで	880から1,320まで	時間利用	1時間	590から890まで	
	午後	午後1時から 午後5時まで	1,200から1,800まで		午前9時から 正午まで	830から1,250まで	
	夜間	午後6時から 午後10時まで	1,400から2,100まで		午後1時から 午後5時まで	1,110から1,670まで	
	時間利用	1時間	380から560まで		午後6時から 午後10時まで	1,410から2,110まで	
小会議室					午前9時から 午後5時まで	2,340から3,520まで	
	午前	午前9時から 正午まで	760から1,140まで		午後1時から 午後10時まで	2,520から3,780まで	
	午後	午後1時から 午後5時まで	1,040から1,560まで		午前9時から 午後10時まで	3,810から5,710まで	
	夜間	午後6時から 午後10時まで	1,120から1,680まで		午後1時から 午後5時まで	940から1,420まで	
				時間利用	1時間	370から550まで	

改正後				改正前			
ミーティングルーム	時間利用	1 時間	320から480まで	午前・午後	午前 9時から 午後 5時まで	2, 000から3, 000まで	
				午後・夜間	午後 1 時から 午後10時まで	2, 250から3, 370まで	
				全日	午前 9時から 午後10時まで	3, 250から4, 870まで	
				時間利用	1 時間	310から470まで	
				午前	午前 9時から 正午まで	340から520まで	
ミーティングルーム	午後	午後 1 時から 午後 5時まで	540から820まで	午後	午後 1 時から 午後 5時まで	460から680まで	
	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	570から850まで	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	500から760まで	
	時間利用	1 時間	140から220まで	午前・午後	午前 9時から 午後 5時まで	970から1, 450まで	
				午後・夜間	午後 1 時から 午後10時まで	1, 090から1, 630まで	
				全日	午前 9時から 午後10時まで	1, 570から2, 350まで	
大練習室				時間利用	1 時間	120から180まで	
	午前	午前 9時から 正午まで	2, 090から3, 130まで	午前	午前 9時から 正午まで	1, 860から2, 800まで	

改正後				改正前			
小練習室	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2, 530から3, 790まで	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2, 480から3, 720まで	
	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	2, 800から4, 200まで	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	2, 750から4, 130まで	
	時間利用	1 時間	740から1, 120まで	午前・午後	午前 9 時から 午後 5 時まで	5, 230から7, 850まで	
				午後・夜間	午後 1 時から 午後10時まで	5, 890から8, 830まで	
				全日	午前 9 時から 午後10時まで	8, 500から12, 760まで	
				時間利用	1 時間	730から1, 090まで	
				小練習室			
小練習室	午前	午前 9 時から 正午まで	880から1, 320まで	午前	午前 9 時から 正午まで	780から1, 180まで	
	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	1, 170から1, 750まで	午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	1, 050から1, 570まで	
	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	1, 170から1, 750まで	夜間	午後 6 時から 午後10時まで	1, 050から1, 570まで	
	時間利用	1 時間	320から480まで	午前・午後	午前 9 時から 午後 5 時まで	2, 200から3, 300まで	
				午後・夜間	午後 1 時から 午後10時まで	2, 480から3, 720まで	
	全日			全日	午前 9 時から 午後10時まで	3, 510から5, 270まで	

改正後				改正前				
ワークスペース	午前	午前9時から 正午まで	1,750から2,630まで	ワークスペース	午前	午前9時から 正午まで	310から470まで	
	午後	午後1時から 午後5時まで	2,340から3,520まで		午後	午後1時から 午後5時まで	1,570から2,350まで	
	夜間	午後6時から 午後10時まで	2,160から3,240まで		夜間	午後6時から 午後10時まで	2,090から3,130まで	
	時間利用	1時間	560から840まで		午前・午後	午前9時から 午後5時まで	4,410から6,610まで	
					午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	4,520から6,780まで	
劇場広場又は駐車場	時間利用	1時間	1平方メートル当たり1.6から2.4まで	全日	午前9時から 午後10時まで	7,160から10,740まで		
	時間利用	1時間	650から970まで	時間利用	1時間	650から970まで		
	教育委員会規則で定める額			時間利用	1時間	1平方メートル当たり1.6から2.4まで		
附属設備	教育委員会規則で定める額			附属設備	教育委員会規則で定める額			
備考				備考				
1 二以上の利用時間区分を連続して施設を利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 午前9時から午後5時まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで、第8項及び第10項の規定を適用した後の額を合算した額 (2) 午後1時から午後10時まで 午後1時から午後5時まで及び午後6時から午								

備考

備考

- 二以上の利用時間区分を連続して施設を利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 午前9時から午後5時まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで、第8項及び第10項の規定を適用した後の額を合算した額
 - 午後1時から午後10時まで 午後1時から午後5時まで及び午後6時から午

改正後	改正前
後10時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで、第8項及び第10項の規定を適用した後の額を合算した額 (3) 午前9時から午後10時まで 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで、第8項及び第10項の規定を適用した後の額を合算した額 <u>2～6</u> (略) <u>7</u> 本表の利用時間区分（時間利用を除く。）による利用時間を超過して利用した場合は、1時間につき、その利用が午前6時から午前9時までのときは午前の、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までのときは午後の、午後10時から翌日の午前6時までのときは夜間の、それぞれの利用料金（第2項から第4項まで、第8項又は第10項の規定に該当する場合は、当該規定を適用して算定した利用料金とする。）の時間割計算による額の2割増相当の額を徴収する。ただし、1時間に満たない場合は、1時間とみなすものとする。 <u>8</u> (略) <u>9</u> 大ホール舞台面で練習利用をする場合の利用は、2時間以上とし、それを超える場合は、1時間単位とし、その利用料金は、1時間当たり2,880円から4,320円までの範囲で定めた額とする。 <u>10</u> 大ホールを準備、後片付け又は練習（大ホールで公演をするための練習に限る。）で利用する場合の利用料金は、定額の5割を徴収する。ただし、第2項、第4項又は第8項の規定に該当する場合は、当該規定を適用して算定した利用料金の5割を徴収する。 <u>11・12</u> (略)	<u>1～5</u> (略) <u>6</u> 本表の利用時間区分（時間利用を除く。）による利用時間を超過して利用した場合は、1時間につき、その利用が午前6時から午前9時までのときは午前の、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までのときは午後の、午後10時から翌日の午前6時までのときは夜間の、それぞれの利用料金（第1項から第3項まで、第7項又は第9項の規定に該当する場合は、当該規定を適用して算定した利用料金とする。）の時間割計算による額の2割増相当の額を徴収する。ただし、1時間に満たない場合は、1時間とみなすものとする。 <u>7</u> (略) <u>8</u> 大ホール舞台面で練習利用をする場合の利用は、2時間以上とし、それを超える場合は、1時間単位とし、その利用料金は、1時間当たり2,020円から3,020円までの範囲で定めた額とする。 <u>9</u> 大ホールを準備、後片付け又は練習（大ホールで公演をするための練習に限る。）で利用する場合の利用料金は、定額の5割を徴収する。ただし、第1項、第3項又は第7項の規定に該当する場合は、当該規定を適用して算定した利用料金の5割を徴収する。 <u>10・11</u> (略)